

長崎労働局発表
令和4年8月9日（火）
全部公開（撮影一部非公開）

【照会先】
長崎労働局労働基準部
賃金室長 平野 詠之
賃金室長補佐 木場 孝行
電話 095-801-0033
FAX 095-801-0031
e-mail : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

「令和4年度第4回長崎地方最低賃金審議会」の開催について ～長崎県最低賃金の改正決定について答申予定～

「令和4年度第4回長崎地方最低賃金審議会」を、下記により開催しますので、お知らせします。

現在、長崎県地方最低賃金審議会では、令和4年7月6日に長崎労働局（局長 小城 英樹）からの「長崎県最低賃金の改正決定」の諮問を受けて調査審議が行われているところですが、「令和4年度第4回長崎地方最低賃金審議会」において、その答申が行われる予定となっています。

記



1 日 時

令和4年8月12日（金） 午後1時30分より

<注>

現在、長崎地方最低賃金審議会長崎県最低賃金専門部会において、長崎県最低賃金の改正決定について調査審議が行われているところであり、その調査審議の状況次第では、開始時刻が遅れる可能性があります。

その場合は、下記4により傍聴または取材を申し込まれた方に、個別にご連絡をします。

2 場 所

長崎労働局 8階会議室（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル）

3 議 題（予定）

長崎県最低賃金の改正決定について（答申）

4 取材について

傍聴または取材を希望される方は、別添「令和4年度 第4回 長崎地方最低賃金審議会の開催について」の別紙1により、上記【照会先】に記載のFAX、電子メール等にて、令和4年8月10日（水）17時15分までにお申し込みください。